

事務連絡  
令和6年12月20日

都道府県  
各指定都市 介護保険主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課

おむつに係る費用の医療費控除の取扱いに係るQ&Aの送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについては、「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」の一部改正について（令和6年10月10日医政総発0701第1号・障企発0701第1号・老総発0701第1号）により見直しを行い、その内容をお示ししたところですが、これまでに照会が多く寄せられた事項について、Q&Aを作成しましたので送付します。

内容についてご了知の上、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

○おむつに係る費用の医療費控除の取扱いに係るQ & A

問1 今回医療費控除を受けるのが1年目であっても、「連続する複数の要介護認定」により要件を確認することを可能とした趣旨如何。必ず複数の要介護認定が必要となるのか。

(答)

- 今般の改正は、医療費控除を受けるのが1年目の者であっても、要介護認定を受けている者については、主治医意見書の写し等により医療費控除の要件(※)を確認することを可能としたものです。
- この場合、要件に照らして要介護認定の認定期間は6か月以上必要となる場所、
  - ・ 単独の要介護認定では認定期間が6か月未満となるケースであっても、
  - ・ 期間が連続する複数の認定を組み合わせることで認定期間が6か月以上となる場合は、当該複数の要介護認定に係る主治医意見書の写し等により要件を確認することができます。(この場合当該複数の主治医意見書の全てで寝たきり状態等の要件を満たす必要があります。)
- なお、単独の要介護認定の認定期間が6か月を超える場合は当該単独の要介護認定に係る主治医意見書の写し等のみにより要件を確認することで差し支えありません。

※ 医師の診断時において以下の条件のいずれも満たす者です。

- ① 傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきり状態にあると認められる者
- ② 当該傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる者

問2 確定申告時に要介護認定期間が満了していてもよいか。

(答)

- 確定申告時に要介護認定を受けていない場合であっても、おむつを使用した年において必要な要件が確認できる場合は、医療費控除の対象となります。

問3 医療費控除を受けるのが1年目である者で、当該年における要介護認定期間が6か月に満たない場合であっても、要介護認定全体の期間が6か月以上である場合は、医療費控除の対象となるのか。

(答)

- 医療費控除を受けるのが1年目である者について、
  - ・ 要介護認定に係る主治医意見書により、医療費控除の要件を満たすことが確認でき、
  - ・ 当該要介護認定の全体の期間が6か月以上であれば、当該年における認定期間が6か月未満であっても、対象となります。

なお、医療費控除の対象となるのは当該年に使用したおむつに係る費用に限ります。

問4 医療費控除を受けるのが2年目以降の場合、おむつを使用した期間の全ての期間に係る要介護認定を確認する必要があるのか。

(答)

- 医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、寝たきり状態であること等が継続していると考えられるため、
  - ・ おむつを使用した当該年に、主治医意見書が作成された場合
  - ・ おむつを使用した当該年内の期間を含む13か月以上の期間の要介護認定が確認できる場合

には、当該主治医意見書又は当該要介護認定に係る主治医意見書の写し等により要件を満たすことが確認出来れば、当該年全体が医療費控除の対象となります。

問5 医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、

- ・ 当該年に作成された主治医意見書
- ・ おむつを使用した当該年内の期間を含む13か月以上の期間の要介護認定に係る主治医意見書

のいずれかにより要件を確認することとされているが、いずれも該当がない場合はどのように取り扱うべきか。

例：令和7年1月1日から令和7年12月31日を認定期間とする要介護認定を受けている場合で、令和8年1月1日から令和8年10月1日にかけて継続して認定されているものの、当該認定に当たっての主治医意見書が令和7年中に作成されている場合の令和8年の確定申告時の取扱い

(答)

- 医療費控除を受けるのが2年目以降の場合で、おむつを使用した当該年に受けていた要介護認定期間が12か月以下の場合には、原則として当該年に作成された主治医意見書により要件を確認することが必要です。
- 一方で、当該年に主治医意見書が作成されていない場合で、当該年中に認定期間が12か月以下の要介護認定を受けた場合には、当該認定に係る主治医意見書を最新の認定に係るものとして、当該主治医意見書により要件を確認することで差し支えありません。

問6 おむつでなく尿取りパッドを使用した場合も、医療費控除の対象となるのか。

(答)

- おむつの医療費控除の要件をみたまつ場合、尿取りパッドについても、おむつと同様控除の対象となります。

問7 今回の通知は令和7年以降に確定申告が行われるものから適用されるのか。例えば、年の途中で死亡したときは「相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければ」ならない（準確定申告）ため、令和6年の所得分の確定申告を令和6年中にするケースもあるが、こうした場合は対象にならないのか。

(答)

- お見込みのとおりであり、令和7年以降に確定申告が行われるものから適用することとしております。